

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 30 年3月1日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700474号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700309号

## 第1 結論

請求者のA社における平成26年12月29日及び平成27年7月29日の標準賞与額を52万円に訂正することが必要である。

平成26年12月29日及び平成27年7月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年12月29日及び平成27年7月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年12月29日  
② 平成27年7月29日

ねんきん定期便の内容を確認したところ、A社から支払われた平成26年12月及び平成27年7月の賞与に係る記録が無いことが分かった。

請求期間①及び②について、賞与明細書等を提出するので、当該各期間に係る賞与記録を年金額に反映する記録として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳、請求者から提出された賞与明細書、貯金通帳、給与所得の源泉徴収票及び給与所得等に係る住民税特別徴収税額の決定通知書並びに事業主の回答から判断すると、請求者が、請求期間①及び②において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳により確認できる賞与支給額から、52万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、年金事務所が保管する請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届により、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該賞与支払届を年金事務所に提出していることが確認できることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700476号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700310号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和58年12月31日から昭和59年1月1日に訂正し、昭和58年12月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

昭和58年12月31日から昭和59年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和58年12月31日から昭和59年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年12月31日から昭和59年1月1日まで

A社に、昭和54年11月12日に入社し、平成2年1月31日に退職するまで継続して勤務したが、厚生年金保険の記録では、同社のB支社からC支社に異動した請求期間に係る被保険者記録がない。

請求期間に係る厚生年金保険料については、給与から控除されていたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された人事記録、同社の回答及び同社の担当者の陳述から判断すると、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務し(A社B支社から同社C支社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述のA社の担当者の陳述等から、昭和59年1月1日とすることが妥当である。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者のA社における昭和58年11月の厚生年金保険の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が請求者の資格喪失年月日を昭和59年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを昭和58年12月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年12月31日を資格喪失年月日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700422号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700311号

## 第1 結論

請求者のA社における請求期間のうち、平成14年4月1日から平成19年5月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成14年4月から同年10月までは11万円を22万円、平成14年11月から平成15年3月までは9万8,000円を22万円、平成15年4月は9万8,000円を28万円、平成15年5月から同年8月までは9万8,000円を22万円、平成15年9月から平成16年9月までは9万8,000円を20万円、平成16年10月は9万8,000円を19万円、平成16年11月から平成17年8月までは9万8,000円を20万円、平成17年9月から同年12月までは9万8,000円を19万円、平成18年1月から平成19年4月までは9万8,000円を20万円とする。

平成14年4月から平成19年4月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成14年4月から平成19年4月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成13年4月2日から平成23年5月21日まで

A社に勤務した請求期間に係る標準報酬月額が実際に支給された給与の額よりも低く記録されているので、当該標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち、平成14年4月1日から平成19年5月1日までの期間については、請求者から提出された給与明細票及び給与明細書の写し、A社における職種が請求者と同じ元従業員が所持する給与明細票及び給与明細書の写し、B市から提出された請求者に係る市民税県民税課税台帳の写し並びに金融機関から提出された請求者に係る預金取引明細表、普通・貯蓄預金補助元帳、預金元帳及び取引明細書(以下「預金取引明細表等」という。)により、請求者が、当該期間において、オンライン記録における標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成14年4月1日から平成19年5月1日までの期間に係る

請求者の標準報酬月額については、前述の給与明細票の写し等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成14年4月から平成15年3月までは22万円、平成15年4月は28万円、平成15年5月から同年8月までは22万円、平成15年9月から平成16年9月までは20万円、平成16年10月は19万円、平成16年11月から平成17年8月までは20万円、平成17年9月から同年12月までは19万円、平成18年1月から平成19年4月までは20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、請求者の請求期間に係る届出及び厚生年金保険料の納付について、請求期間当時の代表取締役から回答を得られないものの、請求者から提出された給与明細票の写し等により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額と、オンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細票の写し等により確認又は推認できる報酬月額を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成13年4月2日から平成14年4月1日までの期間及び平成19年5月1日から平成23年5月21日までの期間については、請求者から提出された給与明細票及び給与明細書の写し並びに金融機関から提出された預金取引明細表等において確認できるA社からの給与振込額により、請求者の当該期間に係る報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額よりも高額であることが確認又は推認できるものの、請求者から提出された給与明細票及び給与明細書の写し並びにB市から提出された請求者に係る市民税県民税課税台帳の写しにより確認又は推認できる各月の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と同額、又はこれより低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700452号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700308号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和34年7月1日から昭和36年10月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者資格の取得年月日が昭和36年10月1日と記録されているが、同社には、昭和34年7月1日から勤務しており、入社早々に健康保険証を使用して受診したことを覚えているので、入社時から厚生年金保険にも加入していたと思う。

A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和34年7月1日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が記憶する同僚に係る厚生年金保険被保険者記録、請求者から提出された写真及び同僚の陳述から判断すると、入社時期を特定できないものの、請求者が、昭和34年の途中から、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和50年4月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業主は既に死亡しているため、請求者の請求期間における厚生年金保険の加入手続及び厚生年金保険料の控除について、事業所及び事業主に確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において請求期間に被保険者記録があり、所在が判明した者に照会し、複数の者から回答及び陳述を得たところ、請求期間中に厚生年金保険被保険者資格を取得している者は、「私の厚生年金保険の加入時期は、入社から一定期間経過後であった。」旨回答している上、「請求者より先に入社し5年ぐらい勤務した。」旨陳述している者について、前述の被保険者名簿によると、同人の同社における厚生年金保険被保険者期間は11か月であることを踏まえると、請求期間当時、同社では、従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が、請求期間に勤務していたことに加え、厚生年金保険被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる場合とされているところ、前述の回答があった者のうちの一人は、A社における厚生年金保険料控除の開始時期について、「厚生年金保険料は、同保険に加入後に、給与から控除されるようになった。」旨回答しており、ほかの者からは、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除をうかがわせる回答及び陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700470号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700312号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社B工場(現在は、C社。)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正12年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和24年5月1日から昭和30年4月1日まで

A社B工場に昭和17年12月1日から昭和30年3月末日まで勤務したが、厚生年金保険の記録では、請求期間における被保険者記録がないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

日本年金機構が保管するA社B工場(以下「B工場」という。)に係る厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及び請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳において、B工場における請求者の資格喪失年月日は、昭和24年5月1日と記録されているところ、C社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失届(副)に記されている請求者の資格喪失年月日も、当該被保険者名簿等の記録と同じ昭和24年5月1日であることから、社会保険出張所(当時)は、B工場における請求者の資格喪失年月日について、前述の資格喪失届の記載内容どおり記録したことが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が、請求期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことに加え、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、C社は請求者に係る資料を保存しておらず、当時の状況は不明である旨回答していることから、B工場における請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所に確認することができない。

さらに、前述の被保険者名簿において、請求者と資格喪失年月日が同日である者又は請求期間に厚生年金保険被保険者記録がある者から抽出した42人に事情照会し、30人から回答を得たが、請求者を知っている者はおらず、B工場における請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、元従業員に確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。